

🏠 空き家を活用してみませんか

空き家を放置するのではなく、売却や賃貸、解体などにより、建物や土地の有効活用が可能となります。

▶売却・賃貸

住む予定がない場合は、売却や賃貸により他の人に住んでもらうことを考えましょう。

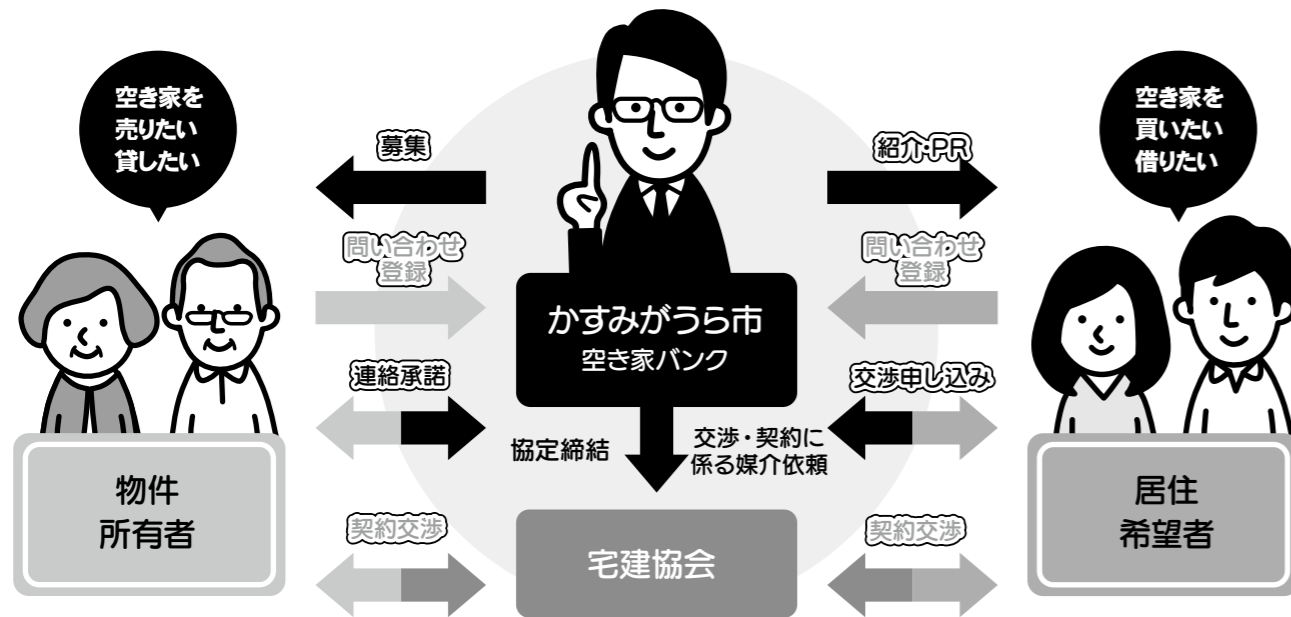
▶解体

住む予定がない場合は、空き家を解体し、家庭菜園や駐車場などとして利用したり、貸地として他の人に活用してもらう方法もあります。

※建物を解体すると、敷地にかかる固定資産税が見直されて高くなる場合があります。詳細は税務課にご相談ください。

空き家バンクを知っていますか

市では、市内の空き家を【売りたい】【貸したい】方と【買いたい】【借りたい】方のマッチングを行うため、空き家バンク（空き家情報登録制度）を設けています。



(空き家への補助事業もあります)

・空き家バンク制度で成約し、一定条件を満たす利用者が行うリフォーム工事の費用を補助します。

(上限 20 万円/予算の範囲内)

空き家バンク登録には要件があります。空き家の利活用でお悩みの方はご相談ください。



かすみがうら
空き家バンク

市の「空家等対策計画(案)」にご意見をお寄せください

市では、地域住民の生命・身体・財産の保護や生活環境の保全、空き家などの活用促進など、総合的に施策を進めることを目的に「かすみがうら市空家等対策計画」を策定します。

皆様のご意見を踏まえながら計画づくりを進めるため、意見公募手続きを実施いたしますので、ぜひご意見をお寄せください。

期間 ▶ 令和2年1月17日(金)～1月31日(金)

対象者 ▶ 市内に在住、在勤、在学する方、その他利害関係者など

※詳細は市ホームページ、総務課(千代田庁舎)、生活環境課(霞ヶ浦庁舎)、中央出張所でご確認ください。

☎ 生活環境課(霞ヶ浦庁舎)



空き家について考えましょう

近年、老朽化した空き家が増加していることが、全国的にも社会問題になっています。空き家は、老朽化や自然災害による倒壊などにより、近隣住民に迷惑をかける可能性があります。また、不審者の侵入やごみの不法投棄、害虫の発生など地域にも影響を及ぼします。

かすみがうら市においても、放置され管理が適切に行われていない空き家が周辺に悪影響をあたえている事例が増加しています。

空き家は個人の資産です。管理者、または所有者には、空き家を適切に管理する「責務」があります。空き家発生の抑制や適正な維持管理にご協力ください。 問 生活環境課

空き家とは

家主の不在が常態化し、住居やその他の使用もされていない建物や敷地のことをいいます。



※屋根や外壁が落下、崩れるなどして、他人がけがをした場合、損害賠償責任を問われる可能性があります。

🏠 空き家の発生抑制を

空き家になってしまった後では、その管理や対応が容易ではなくなってしまうため、適正な相続や家屋の除去など、空き家の発生をできるだけ抑制することが大切です。

空き家を放っておくと「特定空家」と判断される可能性があります。

特定空家ってなに？(特定空家の基準)

- ◎倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ◎著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ◎適切な管理が行われなにより著しく景観を損なっている状態
- ◎その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

【特定空家と判断されると大切な資産を大きく減らしてしまう可能性があります】

- ・固定資産税の特例(課税標準額の1/6の額とする)が適用外になり、敷地にかかる固定資産税が高くなる場合があります。
- ・他にも金銭面で多額の負担をしなければならない可能性が高くなります。

🏠 空き家の適正な維持管理を

空き家が適正に管理されなく放置されていると、防災・防犯・環境・景観などの面からも好ましくありません。建物や塀の倒壊などで周囲の通行者などに危険を及ぼす可能性もありますので、適切な管理が必要となります。